

条例案の骨子策定にあたっての背景及び考え方

本市では、日本国憲法や世界人権宣言の理念に基づき、あらゆる差別の撤廃と人権の擁護に努めてきました。

しかしながら、近年の社会経済情勢の変化に伴い、人権をめぐる状況は大きく変化しています。国際化、情報化、少子高齢化の進展により、人権に関する問題はより複雑かつ多様化しています。社会全体の人権意識の高まりとともに、新たに生起又は顕在化した人権課題が存在するとともに、インターネットを介した人権侵害も深刻化しています。さらに、企業に対しても人権尊重に向けた取り組みが求められるようになっています。

こうした背景のもと、人権を尊重することの重要性は一層高まっています。差別は許されないという考え方のもと、あらゆる人権課題の解決に積極的に取り組む姿勢を明確に示すとともに、市民、事業者、行政が一体となり、差別のない、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指します。

(仮称) 大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例
構成図 (案)

